

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）

国内外からの観光客が2泊3日以上の上の滞在型観光をできるような観光エリアの整備を促進するための「観光圏整備法」を制定。
 成立：平成20年5月16日（全会一致） 施行：同年7月23日

基本方針（令和5年4月3日改正） （国が策定）

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定。

- ・滞在交流型観光の振興を図るため、地域における固有の資源を有する複数の観光地域が相互に戦略的に取組を促進（観光圏を形成）。
- ・「マーケティング調査の結果等データに基づく取組」、「KPIの設定及びPDCAサイクルの徹底」、「観光旅客の広域周遊観光」を促進。
- ・「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を3つのキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に基づいた各種取組を促進。

地方自治体 観光協会 旅館組合 **協議会** 農漁協 商工会 NPO 等

観光圏整備計画 （地方自治体が策定）

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

情報提供の充実 圏域全体を紹介する地図・パンフレット 作製やホームページ立ち上げ等	宿泊の魅力向上 連泊・圏域内転泊プランの企画 立案・広報等	体験交流メニューの充実 滞在力を高める農業体験、アウトドア等の 体験メニュー開発のための専門家招請等	観光案内の充実 圏域全体の情報を多言語によ り案内するための研修の実施等	滞在を促進するイベントの実施 滞在を促進する早朝・夜間の 新たなイベントの企画・実施等
---	-------------------------------------	--	--	---

観光圏整備実施計画

事業者が共同して観光圏整備事業を実施するための計画を作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

大臣認定

国による総合的支援

宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行 業法の特例	運送事業関係の手續緩和の特例	国による必要な助言、指導その他の援助	等
--------------------------------	----------------	--------------------	---

地域の活性化を通じた観光立国の実現